

○北九州市心身障害者扶養共済制度条例

昭和45年4月1日

条例第14号

改正 昭和54年10月31日条例第23号

昭和57年7月10日条例第17号

昭和59年12月12日条例第40号

昭和61年3月29日条例第6号

平成7年10月6日条例第38号

平成11年3月31日条例第11号

平成12年3月29日条例第19号

平成15年10月10日条例第53号

平成19年12月13日条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、北九州市心身障害者扶養共済制度(以下「制度」という。)を設け、保護者が死亡し、又は重度障害となった後心身障害者に年金を支給することにより心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者のいなく不安の軽減を図ることを目的とする。

(昭54条例23・昭57条例17・平12条例19・一部改正)

(機構との契約)

第2条 市は、この制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)と独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「法」という。)第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結するものとする。

(昭59条例40・平7条例38・平15条例53・一部改正)

(定義)

第3条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来自活することが困難であると認められるものをいう。

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する障害を有する者
- (3) 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前2号に掲げる者と同

程度と認められるもの

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、現に心身障害者を扶養しているものをいう。

(1) 心身障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)

(2) 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族(親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。)

3 この条例において「重度障害」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、規則で定める場合の障害状態を除く。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの

(2) そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの

(3) 両上肢を手関節以上で失ったもの

(4) 両下肢を足関節以上で失ったもの

(5) 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの

(6) 両上肢の用を全く永久に失ったもの

(7) 両下肢の用を全く永久に失ったもの

(8) 十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの

(9) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、法第12条第2項に定める共済制度をいう。

(昭54条例23・昭57条例17・昭59条例40・平7条例38・平11条例11・平15条例53・一部改正)

(加入資格)

第4条 この制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であって、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 市の区域内に住所を有すること。

(2) 65歳未満であること。

(3) 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となりうる者であること。

2 次に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、この制度に加入することができる。

- (1) 制度の発足後に転入(新たに市の区域内に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)をしたこと。
- (2) 転入の直前まで、従前の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(機構と心身障害者扶養保険契約を締結している場合の制度に限る。以下同じ。)の加入者であったこと。

(昭54条例23・昭59条例40・平12条例19・平15条例53・一部改正)

(加入)

第5条 この制度に加入しようとする者は、加入の申込みをし、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合を除いては、加入の承認をしなければならない。

- (1) 加入の申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。
- (2) 同一の心身障害者について、既に前項の規定による加入の承認を受けた者(以下「加入者」という。)があるとき又は同時に2人以上の者から加入の申込みがあったとき。

(昭54条例23・平12条例19・一部改正)

(加入単位)

第6条 この制度への加入は、口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入できる口数は、2口までとする。

(平7条例38・全改)

(口数の追加)

第7条 加入の申込者又は加入者で口数の追加の加入時の年齢が65歳未満のものは、市長に口数の追加を申し込むことができる。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除いては、口数の追加を承認しなければならない。

- (1) 口数の追加の申込者が、口数の追加の加入時に特別の疾病又は障害を有するため心身障害者扶養保険契約の対象となることができないとき。
- (2) 口数の追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。

(昭54条例23・追加、平7条例38・一部改正)

(掛金の納付)

第8条 加入者は、加入の承認を受けた日の属する月から、加入時の年齢に応じ別表に定める掛金を市に納付しなければならない。ただし、重度障害となっても第19条第1項ただし書の規定により加入者としての地位を失わない者及び65歳に達した日以後最初に到来す

るこの制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、20年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

- 2 前条第2項の規定により口数の追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)は、口数の追加の承認を受けた日の属する月から、口数追加加入者となったときの年齢に応じ別表に定める口数の追加に係る掛金を前項の掛金に併せて市に納付しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来する口数の追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している口数追加加入者で、口数の追加を20年以上継続しているものは、口数の追加に係る掛金の納付を要しない。
- 3 第1項ただし書又は前項ただし書の規定の適用に当たっては、第4条第2項の規定の適用を受けて加入者となった者については、従前の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間又は口数の追加された期間は、すべてこの制度の加入期間又は口数の追加の期間とみなす。

(昭54条例23・旧第6条繰下・一部改正、昭57条例17・昭61条例6・平7条例38・一部改正)

(掛金の減額)

第9条 市長は、前条第1項に規定する掛金又は同条第2項に規定する口数の追加に係る掛金の額を、規則の定めるところにより減額することができる。ただし、加入者が転出(新たに市の区域外に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)をしたときは、減額しないものとする。

(昭54条例23・旧第7条繰下・一部改正、平7条例38・一部改正)

(年金の給付)

第10条 加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その死亡し、又は重度障害となった日の属する月から、その者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。

- 2 年金の額は、月額2万円とする。
- 3 第1項の場合において、加入者が口数追加加入者であるときは、前項の額に2万円を加算する。ただし、年金の給付が重度障害による場合であっても、その重度障害が規則で定める重度障害であるときは、この限りでない。

(昭54条例23・旧第8条繰下・一部改正、昭57条例17・平7条例38・一部改正)

(年金管理者)

第11条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、これを管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者(以

下「年金管理者」という。)を、あらかじめその者の同意を得て、指定しておかなければならない。

- 2 前項の規定により年金管理者が指定されている場合においては、年金給付の支払は、当該年金管理者に対して行うものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産者であつて復権を得ない者
- 4 加入者は、年金管理者を変更することができる。
- 5 年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、加入者は、速やかに年金管理者を変更しなければならない。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 所在が不明になったとき。
 - (3) 第3項各号のいずれかに該当する者となったとき。
 - (4) 辞退の申出をしたとき。
- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。
 - (1) 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき又は加入者の死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。
 - (2) 年金管理者が第14条の規定に違反したとき。
- 7 市長は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し、これを管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。

(昭54条例23・旧第9条繰下・一部改正、平12条例19・一部改正)

(年金の支給停止)

第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。

- (1) 所在が1月以上不明のとき。
- (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
- (3) 日本国内に住所を有しないとき。

(昭54条例23・旧第10条繰下・一部改正)

(支払の一時差止め)

第13条 年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受領している年金管理者が、

正当な理由がなく、第20条第4項に規定する届書を提出しないときは、年金給付の支払を差し止めることができる。

(昭54条例23・旧第11条繰下・一部改正、平12条例19・一部改正)

(年金の使途等の制限)

第14条 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

(昭54条例23・旧第12条繰下)

(年金受給権の消滅)

第15条 年金受給権は、年金受給権者が死亡したときは、その死亡の日の属する月の翌月から消滅する。

2 市長は、加入者、年金受給権者又は年金管理者が偽りその他不正の手段により年金の給付を受け、又は年金の給付を受けようとしたときは、その年金受給権を消滅させることができる。

(昭54条例23・旧第13条繰下・一部改正)

(弔慰金の給付)

第16条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、当該加入者(当該加入者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者の遺族)に対し弔慰金を支給する。ただし、その死亡の日が属する月まで継続する加入期間(次項において単に「加入期間」という。)が1年に満たないときは、この限りでない。

2 弔慰金の額は、加入者の次の各号に掲げる加入期間に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 5万円
- (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円
- (3) 加入期間が20年以上のとき 25万円

3 第1項の場合において、加入者が口数追加加入者(その扶養する心身障害者の死亡時において、第19条第1項ただし書の規定により、重度障害となったが加入者としての地位を失っていない者を除く。)であるときは、前項の額に次の各号に掲げるその死亡の日が属する月まで継続する口数追加加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき 5万円
- (2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

4 第1項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たっては、第8条第3項の規定を準用する。

(昭54条例23・旧第14条繰下・一部改正、昭57条例17・昭61条例6・平7条例38・平19条例48・一部改正)

(脱退一時金の給付)

第16条の2 加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該加入者に対し脱退一時金を支給する。ただし、加入者が脱退の申出をした場合において、その脱退の申出の日が属する月まで継続する加入期間(次項において単に「加入期間」という。)が5年に満たないとき、又は口数追加加入者が口数の減少の申出をした場合において、その口数の減少の申出の日が属する月まで継続する減少させる口に係る加入期間(以下「減少させる口に係る加入期間」という。)が5年に満たないときは、この限りでない。

(1) 加入者が脱退の申出をしたとき。

(2) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。

2 前項第1号に規定する場合における脱退一時金の額は、加入者の次の各号に掲げる加入期間に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 7万5,000円

(2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 25万円

3 第1項第1号の場合において、加入者が口数追加加入者(脱退の申出時において、第19条第1項ただし書の規定により、重度障害となったが加入者としての地位を失っていない者を除く。)であるときは、前項の額に次の各号に掲げるその脱退の申出の日が属する月まで継続する口数追加加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が5年に満たないときは、この限りでない。

(1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 7万5,000円

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

4 第1項第2号に規定する場合における脱退一時金の額は、口数追加加入者の次の各号に掲げる減少させる口に係る加入期間に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 減少させる口に係る加入期間が5年以上10年未満のとき 7万5,000円

(2) 減少させる口に係る加入期間が10年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 減少させる口に係る加入期間が20年以上のとき 25万円

5 第1項ただし書及び第3項ただし書の規定の適用に当たっては、第8条第3項の規定を準用する。

(平7条例38・追加、平19条例48・一部改正)

(年金等の支給制限)

第17条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、市が機構から当該加入者に係る年金給付保険金の全部又は一部の支給を受けられなかったときは、第10条第1項の規定にかかわらず、当該加入者の扶養していた心身障害者に対しては、年金の全部又は一部を支給しない。

2 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、市が機構から当該加入者に係る弔慰金給付保険金の支給を受けられなかったときは、当該加入者に対しては、弔慰金を支給しない。

(昭54条例23・旧第15条繰下・一部改正、昭59条例40・平12条例19・平15条例53・一部改正)

(年金等の返還)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の給付を受けていた者があるときは、その者に既に支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(昭54条例23・旧第16条繰下・一部改正)

(脱退等)

第19条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、加入者としての地位を失うものとする。ただし、口数追加加入者が重度障害となった場合であっても、その重度障害が規則で定める重度障害であるときは、この限りでない。

(1) 加入者が死亡したとき。

(2) 加入者が重度障害となったとき。

(3) 加入者が扶養する心身障害者が死亡したとき。

(4) 加入者が脱退の申出をしたとき。

(5) 加入者が2月以上の範囲内において規則で定める期間、掛金を滞納したとき。

(6) 加入者が転出をしたことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する

心身障害者扶養共済制度の加入者となったとき。

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌日から、口数追加加入者としての地位を失うものとする。

(1) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。

(2) 口数追加加入者が2月以上の範囲内において規則で定める期間、口数の追加に係る掛金を滞納したとき。

3 前2項の規定により加入者又は口数追加加入者としての地位を失った者に対しては、既に納付された掛金は、返還しない。

(昭54条例23・旧第17条繰下・一部改正、昭57条例17・平7条例38・一部改正)

(届出義務等)

第20条 加入者は次の各号の一に該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。

(3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の給付に影響を及ぼす事実が生じたとき。

2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 加入者が死亡し、又は重度障害となったとき。

(2) 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

3 年金管理者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

(2) 年金受給権者が死亡したとき。

(3) 年金受給権者に第12条各号の一に該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受領している年金管理者は、毎年年金受給権者の現況に関する届書を市長に提出しなければならない。

5 加入者、加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、この制度の適正な運営を図るため、市長の行う調査に協力しなければならない。

(昭54条例23・旧第18条繰下・一部改正、昭57条例17・平12条例19・一部改正)

(加入者等の年齢)

第21条 この条例において、加入者又は加入の申込者の年齢は、毎年4月1日における年齢によるものとし、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間は、当該年齢であるとみなす。

(昭54条例23・追加)

(掛金の額の調整)

第22条 第8条第1項及び第2項に定める掛金の額は、法第12条第3項に規定する保険約款に定める保険料の額が改定されたときは、速やかに変更すべきものとする。

(昭54条例23・追加、昭59条例40・平7条例38・平15条例53・一部改正)

(委任)

第23条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭54条例23・旧第19条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

(暫定措置)

- 2 この条例の施行の日から昭和46年3月31日までの間に、この制度に加入しようとする者については、第4条第1項第2号中「45歳」とあるのは、「65歳」と読み替えるものとする。
- 3 この条例施行の日前に転入した者であって、従前の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者が引き続いてこの制度に加入する場合においては、第4条第2項第1号中「制度の発足後」とあるのは、「制度の発足前」と、同項第2号中「転入の直前まで」とあるのは「この制度に加入する直前まで」と、それぞれ読み替えるものとする。

(平12条例19・一部改正)

付 則(昭和54年10月31日条例第23号)

- 1 この条例は、昭和54年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の北九州市心身障害者扶養共済制度条例の規定に基づき加入している者は、改正後の北九州市心身障害者扶養共済制度条例の規定の適用に当たっては、すべて45歳未満で加入したものとみなす。

付 則(昭和57年7月10日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年12月12日条例第40号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月29日条例第6号)

改正 平成7年10月6日条例第38号

平成19年12月23日条例第48号

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の北九州市心身障害者扶養共済制度条例の規定に基づきこの制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であつて施行日以後に改正後の北九州市心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第2項の規定によりこの制度に加入するもの(重度障害となつても改正後の条例第19条第1項ただし書の規定により加入者としての地位を失わない者及び昭和54年11月1日以後加入者となつた者で加入時の年齢が45歳以上であつたものを除く。)は、改正後の条例第8条第1項の規定にかかわらず、その者の昭和61年4月1日における年齢に応じ、それぞれ次の表の右欄に定める掛金を市に納付しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来するこの制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、この制度に25年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

昭和61年4月1日における年齢による区分	掛金(月額)
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

(平7条例38・平19条例48・一部改正)

- 3 前項の規定の適用に当たっては、改正後の条例第21条の規定を準用し、同項ただし書の規定の適用に当たっては、改正後の条例第8条第3項の規定を準用する。

(平7条例38・一部改正)

- 4 改正後の条例第16条の規定は、施行日以後に死亡した心身障害者に係る弔慰金の給付か

ら適用し、施行日前に死亡した心身障害者に係る弔慰金の給付については、なお従前の例による。

付 則(平成7年10月6日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の北九州市心身障害者扶養共済制度条例(以下「旧条例」という。)第6条第2項の規定に基づく特約条項の付加の承認を受けている者又は旧条例第7条第2項の規定に基づく口数追加条項の付加の承認を受けている者は、第1条の規定による改正後の北九州市心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)第7条第2項の規定に基づく口数の追加の承認を受けた者とみなす。
- 3 前項の規定により新条例第7条第2項の規定に基づく口数の追加の承認を受けた者とみなされる者に対する新条例第8条第2項ただし書、第16条第3項ただし書並びに第16条の2第3項及び第4項の規定の適用については、旧条例第6条第2項又は第7条第2項の規定に基づく特約条項又は口数追加条項の付加がされた期間は、新条例第7条の規定に基づく口数の追加がされた期間とみなす。
- 4 新条例第4条第2項の規定により北九州市心身障害者扶養共済制度(以下「制度」という。)の加入者となった者に対する新条例第8条第2項ただし書、第16条第3項ただし書並びに第16条の2第3項及び第4項の規定の適用については、従前の住所を管轄する地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の特約条項又は口数追加条項の付加がされた期間は、新条例第7条の規定に基づく口数の追加がされた期間とみなす。
- 5 新条例第16条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に脱退の申出をする者又は口数の減少の申出をする者について適用する。
- 6 施行日前に、旧条例の規定に基づき制度に加入している者及び他の地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であって施行日以後に新条例第4条第2項の規定により制度に加入する者に対する新条例別表の規定の適用については、施行日から平成9年3月31日までの間は、同表中「3,500円」とあるのは「2,100円」と、「4,500円」とあるのは「2,800円」と、「6,000円」とあるのは「3,800円」と、「7,400円」とあるのは「4,600円」と、「8,900円」とあるのは「5,700円」と、「10,800円」とあるのは「7,200円」と、「13,300円」とあるのは「9,000円」とし、平成9年4月1日から平成10年3月31日までの間は、同表中「3,500円」とあるのは「2,800円」と、「4,500円」とあるのは「3,700

円」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」と、「7,400円」とあるのは「6,000円」と、「8,900円」とあるのは「7,300円」と、「10,800円」とあるのは「9,000円」と、「13,300円」とあるのは「11,200円」とする。

付 則(平成11年3月31日条例第11号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月29日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成15年10月10日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の第2条の規定に基づき締結した心身障害者扶養保険契約は、改正後の第2条の規定に基づき締結したものとみなす。

付 則(平成19年12月13日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の北九州市心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づき北九州市心身障害者扶養共済制度(以下「本市制度」という。)に加入している者(昭和54年11月1日以後に加入している者で加入時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入している者で加入時の年齢が45歳未満であったものに限る。)及び施行日の前日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(改正前の条例第4条第2項第2号の心身障害者扶養共済制度をいう。以下同じ。)に加入している者(昭和54年11月1日以後に加入している者で加入時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入している者で加入時の年齢が45歳未満であったものに限る。)であって施行日以後に改正後の北九州市心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第2項の規定により本市制度に加入するものは、改正後の条例第8条第1項本文及び別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に定める掛金を市に納付しなければならない。

加入者となったとき、又は口数追加加入者となったときの年齢による区分	掛金(月額)
-----------------------------------	--------

35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

- 3 施行日の前日において改正前の条例の規定に基づき本市制度に加入している者及び施行日の前日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であって施行日以後に改正後の条例第4条第2項の規定により本市制度に加入するものに対する改正後の条例第16条第2項各号及び第3項各号の規定の適用については、同条第2項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、同条第3項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 4 施行日の前日において改正前の条例の規定に基づき本市制度に加入している者及び施行日の前日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であって施行日以後に改正後の条例第4条第2項の規定により本市制度に加入するものに対する改正後の条例第16条の2第2項から第4項までの規定の適用については、同条第2項第1号中「7万5,000円」とあるのは「4万5,000円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、同条第3項第1号中「7万5,000円」とあるのは「4万5,000円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、同条第4項第1号中「7万5,000円」とあるのは「4万5,000円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。
- 5 改正後の条例第16条及びこの条例の付則第3項の規定は、施行日以後に死亡した心身障害者に係る弔慰金の給付から適用し、施行日前に死亡した心身障害者に係る弔慰金の給付については、なお従前の例による。
- 6 改正後の条例第16条の2及びこの条例の付則第4項の規定は、施行日以後に脱退の申出をする者又は口数の減少の申出をする者について適用し、施行日前に脱退の申出をした者又は口数の減少の申出をした者については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

(平7条例38・全改、平19条例48・一部改正)

加入者となったとき、又は口数追加加入者となったときの年齢による区分	掛金(月額)
35歳未満の者	9,300円
35歳以上40歳未満の者	11,400円
40歳以上45歳未満の者	14,300円
45歳以上50歳未満の者	17,300円
50歳以上55歳未満の者	18,800円
55歳以上60歳未満の者	20,700円
60歳以上65歳未満の者	23,300円